

事務連絡  
平成 24 年 7 月 31 日

都道府県  
指定都市

} 市民活動担当課御中

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付  
参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）

法第 45 条第 1 項第 7 号における組合等登記令の登記懈怠に関する取扱いについて

平素より、市民活動行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号。以下「法」という。）が本年 4 月 1 日に施行されたところですが、法第 45 条第 1 項第 7 号における標記の取扱いについては、改正前の租税特別措置法（以下「旧租特法」という。）における取扱いを考慮し、下記の取扱いとしていただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 法第 45 条第 1 項第 7 号の「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実がないこと」とは、本法のみならず、その他各種法令に違反する事実がないことを求めているものと解される。
2. 法第 45 条第 1 項第 7 号の基準の適合性の判定にあたっては、今般の法改正に伴って、法第 13 条第 3 項において未登記法人の認証取消の規定が追加されたことに鑑み、組合等登記令に違反する事実の有無についても確認を行うことが求められる。
3. なお、旧租特法第 39 条の 23 第 1 項第 7 号においては、法第 45 条第 1 項第 7 号と同様の規定が設けられているが、当該基準の適合の判定については、旧租特法第 39 条の 23 第 7 項第 2 号の規定により所轄庁が発行する証明書（以下、「所轄庁証明書」という。）及び旧租特法第 66 条の 11 の 2 第 6 項に規定される調査により、その法令違反の有無を確認するという取扱いがなされていた。

所轄庁証明書の発行に際しては、所轄庁が能動的に各種法令への適合を調査することまでは求められず、登記懈怠についても、外形的に法人の活動規模を誤認しうるような多額の資産総額の変更に係る登記懈怠や登記の著しい遅延などが疑われる場合に、

その事情を所轄庁において総合勘案して調査を行った上で、法令に違反すると認められる事実の有無を確認して、所轄庁証明書を発行するという取扱いがなされていたものである。

4. このため、法第 45 条第 1 項第 7 号に係る登記の懈怠に関する取扱いについては、上記 3 の旧租特法上の所轄庁証明書発行の取扱いを考慮し、当面の間は、登記懈怠の有無のみをもって判定するのではなく、当該懈怠により生ずる実質的な影響が旧租特法上の取扱いとして積極的な調査、確認につながり得るような程度のものであるか等を勘案して判定するとの取扱いとされたい。

以上